

## 8 収入に関する証明書類の注意点

様式A「家計状況申告書」の作成により、提出が必要となる収入に関する証明書類がわかりますので、生計維持者それぞれが、必要な書類を取得してください。



① 提出された証明書類は返却できません。お手元に原本の保管が必要な証明書類については、必ずコピーを提出してください。

ただし、下表にて【コピー不可】と記載のある証明書類については、コピーではなく、原本を提出してください。

② 複数の収入がある（チェックが複数入った）場合、それぞれ該当する証明書類をすべて提出してください。

③ 収入に関する証明書類はマイナンバーの記載のないものを取得したうえで提出してください。マイナンバーカード、通知カード等のマイナンバーが記載された書類は学校に提出しないでください。

申込時点の家計支持者の状況		証明書類	発行元	
1. 給与を受けている	1-1. 2019年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態 ※2019年中に休職期間がある場合は1-2.に該当します。	1-1-1. 国内勤務 (下記の1-1-2に当てはまらない)  1-1-2. 海外勤務により2019年1月1日時点で国内に住民票(住民登録)が無かった。	「源泉徴収票」【コピー可】  「様式B」 「年収(見込)証明書」【コピー不可】 又は給与明細書(直近3か月分)【コピー可】	勤務先  勤務先
	1-2. 2019年1月2日以降に就職又は転職した。 ※2019年中に休職期間がある場合も該当します。		「様式B」 「年収(見込)証明書」【コピー不可】 又は給与明細書(直近3か月分)【コピー可】	勤務先
	2. 商店・農業等の自営業をしている	2-1. 2019年1月1日以前から同じ業務形態 ※2019年中に休業期間がある場合は2-2. に該当します。  2-2. 2019年1月2日以降に開業した ※2019年中に休業期間がある場合も該当します。	税務署の受付印のある確定申告書(第一表と第一表(控))【コピー可】  「様式E」 「開業収入計算書(証明)」【コピー不可】 及び帳簿(直近3か月分)【コピー可】	税務署に申告したものの
3. 傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書(直近1か月分)【コピー可】	全国健康保険協会等	
4. 失業手当(雇用保険基本手当の失業給付)を受給中		雇用保険受給資格者証【コピー可】	ハローワーク	
5. 年金を受給中		年金振込通知書、年金額改訂通知書、年金証書【いずれもコピー可】	日本年金機構等	
6. 生活保護を受給中		生活保護決定(変更)通知書(直近1か月分)	福祉事務所	
7. 祖父母等からの援助金や、離婚後の養育費等		「様式C」 「援助年額の証明」【コピー不可】 又は公正証書・調停調書等【コピー可】	援助者が作成 公証役場・家庭裁判所	
8. 公的手当(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当等)		申込時点での受給額が記載された通知書等【コピー可】	市区町村役場	
9. 無収入(1.~8.の収入が無い)	9-1. 2018年1月1日以前から無収入	「所得証明書」又は「非課税証明書」	市区町村役場	
	9-2. 2018年1月2日以降に退職・廃業等により無収入となった	離職票【コピー可】 退職証明書【コピー不可】 廃業届受理証明【コピー可】 破産手続開始決定通知【コピー可】	ハローワーク 退職した勤務先 市区町村役場 裁判所	
10. 社会的養護を必要とする人		施設在籍証明書【コピー可】 児童(里親)委託証明書【コピー可】	在籍する施設 児童相談所	

## 1-1-1. 「源泉徴収票」(給与収入金額)

- ① 2019年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態の人が提出します。2019年分の源泉徴収票を提出してください。ただし、第1回申込者で2019年分の源泉徴収票交付前の場合は、2018年分を提出してください。
- ② 2019年1月2日以降に就職・転職があった場合は源泉徴収票ではなく1-2の証明書類を提出してください。
- ③ 同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書(第一表・第二表)あるいは受付印のある市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書(控)のコピーを提出してください。
- ④ 「所得証明書」、「特別徴収税額の決定通知」、「納税証明書」、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払い調書」は、証明書類として認められません。

1-1-2. **様式B** 「年収(見込)証明書」又は給与明細書(直近3か月分)のどちらか

- ① 海外勤務により2019年1月1日時点で日本国内に住民票(住民登録)が無かった人が提出します。
- ② **様式B** 「年収(見込)証明書」を提出する場合は、勤務先にて証明してもらいます。
  - ・2019年の1年間の年収の実績又は2020年の1年間の年収見込額を勤務先に証明してもらってください。
  - ・「控除前の総支給額(支払総額)から非課税分(交通費等)を差し引いた金額」で作成してもらってください。
  - ・同じ内容の証明書であれば、勤務先が発行する様式でも構いません。
  - ・日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成された場合、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算の計算式を添書きしてください。
- ③ 給与明細書(コピー可)を提出する場合の注意点は、次のとおりです。
  - ・2019年1月～12月の1年分ではなく直近3か月分が必要です。
  - ・日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成された場合、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算の計算式を添書きしてください。
  - ・毎月の支払総額の金額に○をつけてください。

1-2. **様式B** 「年収(見込)証明書」又は給与明細書(直近3か月分)のどちらか

- ① 2019年1月2日以降に就職又は転職した人が提出します。
- ② **様式B** 「年収(見込)証明書」(コピー不可)を提出する場合は、会社に証明してもらいます。
  - ・2019年の収入実績ではなく、申込時点の収入から推算した2020年の年収(見込)を勤務先に証明してもらってください。
  - ・その他の注意点は(上記1-1-2.)②のものと同じです。
- ③ 給与明細書(コピー可)を提出する場合の注意点は、次のとおりです。
  - ・2019年1月～12月の1年分ではなく、直近3か月分が必要です。(勤務実績が3か月に満たない場合は勤務を始めた月以降の分で構いません。)
  - ・その他の注意点は上記1-1-2. ③と同じです。

## 2-1. 「確定申告書」(所得の内訳に該当する金額)

- ① 税務署に2020年2～3月に申告したものを提出してください。ただし、第1回に申し込む人は2019年2～3月に申告したものを提出してください。「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は証明書として認められません。
- ② 2019年1月2日以降に開業した場合は2-2の証明書類を提出してください。
- ③ 確定申告書(控)に税務署の受付印がない場合は、確定申告書(控)に、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)のいずれかを添付し、2点を提出してください。
- ④ 確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表、第二表を添付してください。
- ⑤ 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書(控)を提出してください。

## 2-2. 様式E「開業収入計算書(証明)」及び帳簿(直近3か月分)

- ① 2019年1月2日以降に開業又は休業期間がある人が提出します。
- ② 帳簿を提出する場合の注意点は、次のとおりです。
  - ・帳簿(コピー可)は直近3か月分が必要です。(営業実績が3か月に満たない場合は営業を始めた月以降の分で構いません。)
  - ・帳簿の毎月の売上金総額、経費総額の金額に○をつけてください。
  - ・ $(\text{売上金総額} - \text{経費総額}) \div \text{合計した月額} \times 12$ か月に年額を推計してください。
  - ・やむを得ない事情により帳簿が提出できない場合は、様式E「開業収入計算書(証明)」にその理由を記入し、署名押印のうえ提出して下さい。

## 3. 傷病手当金通知書

- ① 傷病手当金を受給している人が提出(コピー可)します。
- ② 直近1か月分が必要です。
  - ・日額 $\times 365$ 日で年額を算出します。

## 4. 雇用保険受給資格者証

- ① 失業し、失業手当(雇用保険基本手当の失業給付)を受給している人が提出(コピー可)します。
  - ・基本手当額 $\times$ 所定給付日数 $-$ (2019年12月以前の受給額)で年額を算出します。

## 5. 年金振込通知書等

- ① 年金(老齢年金等課税される年金、遺族年金等非課税の年金のどちらも含む)を受給している人が提出(コピー可)します。
- ② 年金振込通知書・年金額改定通知書、年金証書等、年金額がわかる通知書等を提出してください。

## 6. 生活保護決定通知書等

- ① 生活保護を受給している人が提出（コピー可）します。
- ② 直近の受給額がわかる「生活保護決定（変更）通知書」等を提出してください。
- ③ 「生活保護決定（変更）通知書」等の宛名になっていない人は、他に収入が一切なければ、自分の氏名が記載された「生活保護受給証明書」を提出してください。  
 （例）父：「生活保護決定（変更）通知書」（父宛の通知） 母：「生活保護受給証明書」（母の氏名が記載）
- ④ 生活保護以外に収入がある場合はその収入に対応する証明書類も必要ですが、「生活保護決定（変更）通知書」等に「最低生活費」（又は「保護基準額」）が記載されている場合は、生活保護以外の収入に対応する証明書類は提出不要です。

## 7. 祖父母等からの援助金や離婚後の養育費の証明書

- ① 生計維持者が祖父母等から金銭的な援助を受けている場合や、離婚後の養育費を受けている場合に提出します。
- ② **様式C**「援助年額の証明」を、援助している人が作成（コピー不可）してください。  
 ・ やむを得ない事情により援助者に作成してもらえない場合は、援助を受けている人が「援助者（署名）」欄に、援助者の氏名を代筆して下さい。その際の押印は不要です。
- ③ 離婚後の養育費等については、公正証書（公証役場発行）や調停調書（家庭裁判所発行）でも構いません。  
 ・ 養育費等の額が記載されているものを提出してください。  
 ・ コピーしたもので構いません。

## 8. 公的手当の通知書等

- ① 公的手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人が提出（コピー可）します。
- ② 公務員等、勤務先から児童手当を受給している場合は、支給があった直近の給与明細書又は勤務先発行の証明書（任意様式）を提出してください。
- ③ 通知を紛失した場合は、通帳のコピー（口座名義人氏名が記載された箇所・手当の直近の振込の箇所）を提出してください。  
 ・ 申込時の受給額×12か月で年額を算出します。

## 9-1. 「所得証明書」（所得金額「0円」）

- ① 2018年1月1日以前から無収入の人が提出します。必ず2019年度の所得証明書を取得してください。第3回に申込む場合は2019年1月1日以前から無収入の場合において2020年の所得証明書を取得してください。
- ② 「所得証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。  
 例）「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」
- ③ 「所得金額」欄に「0円」と記載された所得証明書を取得してください。（申告が必要となる場合がありますので、市区町村役場の窓口でご確認ください。）  
 ※所得金額の記載がない「非課税証明書」や、所得金額欄が空欄、「\*\*\*」「—」と記載された「所得証明書」は、一律「給与収入103万円」として扱います。

## 9-2. 退職・廃業の証明書

- ① 2019年1月2日以降に退職・廃業して現在無収入である（親族等からの援助を含め、一切収入がない）人が提出します。
- ② 特殊な事情があり証明書を取得できない場合は、**様式D**「退職・廃業の証明書類に関する事情書」に署名・押印のうえ提出してください。

## 10. 社会的養護を必要とする人の証明書

- ① 社会的養護を必要とする人の場合、施設等に在籍している人は在籍証明書、里親等に養育されている人は、児童（里親）委託証明書を提出します。（いずれもコピー可）
- ② 他の証明書類は提出不要です。